

工業所有権制度を取り巻く国際情勢

本項では、世界経済のグローバル化の進展に伴い知的財産権制度の重要性が高まる今日、欧米をはじめとした各国・地域が如何に知的財産権制度に取り組んできたか、また制度調和に向けて世界知的所有権機関(WIPO)や世界貿易機関(WTO)でどのような多国間交渉がなされてきたかを論じると共に、我が国の制度運用の国際調和に向けたこれまでの取り組みについて紹介する。

- 1 制度の枠組みづくりの動向と国際交渉

1. 米欧及び途上国の知的財産政策

(1) 米国

80年代に入り自国産業の国際競争力の相対的低下に対する危機感から、産業活性化のために知的財産権保護強化を推進する「プロパテント」政策へと大きく政策転換。クリントン政権においてもこれを継承。

かかる「プロパテント」政策のもと、知的財産権の国際的な保護が自国の利益に繋がるとして、一方的措置を背景とした二国間交渉と、GATTウルグアイラウンド交渉のもとでの多国間交渉とを使い分ける外交政策を採ってきた。

A. 国内政策

A-1. 知的財産保護強化を通じた産業振興策

(a) カーター大統領「産業技術革新政策に関する教書」(79年)

60年代及び70年代初頭まで米国は高い技術力を背景に、圧倒的な優位に立っていたが、70年代後半のエレクトロニクス分野などでの日本及びドイツの追い上げに対する危機感から、産業の技術革新の振興に向け知的財産権の保護強化等を提唱。特に、特許審査

の質の向上に向けた再審査制度の導入、連邦高裁間での特許法解釈のばらつきを是正するための連邦巡回区控訴裁判所の設立を提唱。

(b)バイ・ドール法 (80年)

カーター教書に示される政策目標のもと、同法により、政府資金による研究開発の成果である発明に対して大学、非営利機関及び中小企業が所有権を取得することを許容。これにより、新技術の商業化が促進されたといわれている。その後、官民技術移転のインセンティブを一層高めるべく種々の技術移転法が成立。

(c)ヤング・レポート(レーガン大統領産業競争力委員会報告)(85年)

世界市場における米国の競争力強化に向けたレポート。知的財産の保護強化の提言は、特別レポートの形でまとめられた。

知的財産権保護強化のための国内法改正の勧告。

- ・医薬品に対する特許期間延長制度を健康、安全、環境法規による遅延にまで拡張
- ・米国の製法特許に基づいて米国外で製造された製品を米国内で販売 使用することを侵害と認定
- ・反トラスト法の適用緩和

GATT等の多国間交渉、或いは、二国間交渉による国際的な知的財産権保護の改善の提言。

(d)クリントン大統領「米国の経済成長のための技術政策」(93年)

ハイテク振興のための政策として発表。長期の経済成長を目指した民間技術開発重視の政策であり、特に民間技術開発に対する刺激策として、開発費税額控除の恒久化、共同開発に対する独禁法適用の緩和、知的財産権保護等を中心とした技術政策。

(e)研究開発政策と競争力に関する声明 (95年 1月、競争力評議会)

産学著名人 75名から構成された競争力評議会は、民主・共和両党に対し米国は科学技術分野においてリーダーシップを維持すべきであり、連邦政府は税制改革、規制緩和、知的財産権保護、研究開発支援プログラム等による総合的な研究開発戦略を構築していくべ

き」と提唱。

(f)日米科学技術協定改正問題 (98~ 99年)

日米共同研究の知的財産権の帰属問題により改正交渉が停滞。

A-2. 知的財産権保護政策

(a)連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC)の設立 (82年)

特許法の適用における判決の統一性と、特許事件審理の迅速・低コスト化を目的として、米国特許商標庁の審決及び特許侵害事件の控訴審を専属的に審理するCAFCを新設。CAFCは、低い特許無効率による特許権の擁護、高額な損害賠償の認定等により、特許権者に権利行使のインセンティブを与える判断をしてきた。

(b)バイオ・ソフトウェア保護の強化 (80年代以降)

特許商標庁は動植物特許、ソフトウェア媒体特許を認容

特許商標庁は遺伝子断片特許を発行(98年)

CAFCはビジネス方法に関するソフトウェア発明 (共同出資された投資信託を運営管理するためのデータ処理システム)を特許対象として認容(ステート・ストリート・バンク事件、98年)

(c)審査体制の充実

審査体制を充実すべく、米国特許商標庁審査官を増員。

特許審査官を98年度472人増員 (731人採用)し、合計2650人 (98年9月30日現在)。

商標審査官を98年度62人増員 (101人採用)し、合計287人 (98年9月30日現在)。

(d)電子商取引に関する日米共同声明 (98年)

橋本首相とクリントン大統領は、バーミンガムサミットでの日米首脳会合の冒頭、民間主導、無関税化を柱とした電子商取引に関する日米共同声明を発表。知的財産権についても、電子商取引基盤技術に対する適切な特許保護、ドメインネーム登録時の商標への配慮、WIPO著作権条約の迅速な批准に言及。

B. 二国間交渉

(a) 通商法の改正 (84年)

貿易相手国の知的財産権保護が不十分であることを非関税障壁ととらえ、通商法301条を知的財産権にも適用する方針を明確化。企業等の申立を待たず、USTR自身の決定により301条に係る調査を開始することを可能とし、保護体制整備を求める二国間交渉に利用。

(b) 包括貿易法の成立 (88年)

通商法301条における不公正貿易慣行に対する制裁措置の発動権限を大統領からUSTRに移譲すると共に、貿易相手国の知的財産権問題を包括的に調査し、制裁措置の発動を決定するスペシャル301条を制定。二国間交渉の有効な手段として利用。多数国において、「医薬品特許」(韓国、中国、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン等)と著作物としてのコンピュータプログラム保護」(韓国、台湾、中国、タイ、ブラジル、サウジアラビア等)を実現。

関税法337条の提訴要件を簡素化し、知的財産権侵害の疑いのある商品の水際での規制を容易化。多くの日本企業が国際貿易委員会(ITC)に提訴される。

(日本企業が関税法337条に基づき提訴された主な事件)

対 日本企業 8社、韓国企業 1社 (1986) 半導体メモリー-DRAM紛争

ワング社 対 日米韓企業 8社 (1990) 半導体メモリー-SIMM紛争

モーデン マニュファクチュアリング 対 日本企業 3社 (1991)

自動車エアコン用コンデンサーに関する紛争

・SGS・トムソン マイクロエレクトロニクス 対 日本企業 (1991) 半導体メモリー-SRAM紛争

併せて、包括貿易法の一部として、製法特許に関する規定を改正し、製法特許の効力の拡大と侵害の立証責任の被告側への転換等を実現。

C. 多国間交渉

(GATTウルグアイ・ラウンドにおける知的財産権の議論 (86~94年))

通商面に関連した知的財産問題を交渉分野とすることを提起。最終的に、知的財産権の保護に関し、加盟国が遵守すべき最低水準

や保護基準等について合意がなされ、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)が成立。その実施に当たり、後述の米国制度の特異な規定、内外差別的な規定等を改正し、諸外国との調和を図った。

特許期間の是正 :特許付与から17年を出願から20年へ
発明地差別の解消 :米国以外の外国での発明日を主張可能
関税法 337条の改正 :国際貿易委員会 (ITC) 手続と連邦裁判所手続の同時進行禁止、被提訴者の反訴可能、等の改善

(2) 欧州

知的財産権に係る政策形成及び制度運営において、各国政府、欧州特許機構、欧州連合 (EU) の複合構造を有する欧州において、90年代に入り、EUベースでの知的財産権保護強化の動きが活発化

(a) 欧州統一商標の実現 (94年)

EU 商標規則の施行により、EU 全域で効力を持つ商標権を設定する共同体商標庁 (OHIM) を設立。

(b) 技術革新に関するグリーンペーパー (95年)

知的財産保護の域内調和の必要性を指摘しつつ、知的財産保護の促進を提唱。

(c) 特許を通じた技術革新の促進、共同体特許と特許制度に関するグリーンペーパー (97年)

欧州における特許制度を改善し近代化することを目的に、未だ未発効の共同体特許条約の改正、域内調和、欧州特許条約の改正を検討。

(d) 特許を通じた技術革新の促進 - 欧州委員会政策提言ペーパー (99年 2月 5日公表)

上記グリーンペーパーの公表後に始まった一連のヒアリングと検討作業の結果を踏まえて、共同体特許制度の構築を緊急の課題と位置づけ。

(e)知的財産権保護に関する種々の EU 指令の採択

バイオ関連発明の特許保護についての域内ハーモナイゼーションを目指した EU バイオ発明保護指令 (98年)、意匠保護についての EU 意匠ハーモ指令 (98年)、データベース独自の権利を定めた EU データベース保護指令 (96年) 等がある。

(3)途上国

途上国は、知的財産権保護の拡充により、先進国に向けて国際的な所得再分配が生じることを懸念し、知的財産権の保護にこれまで消極的。反面、伝統的知識、フォークロア表現、生物多様性の保存など、途上国に有利な項目を新たな知的財産と位置付け、その保護の必要性を主張。

(a)伝統的知識の保護

WIPO が開催した「先住民と知的所有権に関するラウンド・テーブル」(98年 7月)「知的所有権と人権に関するパネル・ディスカッション」(98年 11月)などにおいて、植物の医薬品利用などに関する伝統的知識の保護を主張。

(b)フォークロア (民間伝承)表現の保護

フォークロアとは、ある社会の構成員が共有する、織物、彫刻、絵画、音楽、神話、舞踊等の有形・無形の文化的資産のこと。WIPO の場において、先進国がコンピュータ・プログラムやデータベースを保護する条約の制定を主張するのに対抗して、途上国に有利なものも保護されるべきとし、フォークロアの保護を主張してきている。97年 4月には、WIPO と UNESCO との共催により国際フォーラムが開催されている。

(c)生物多様性の保存

1992年に合意された生物多様性条約 (CBD) に基づき、途上国は、遺伝資源 (菌など) のバイオテクノロジー発明への利用に関する生物資源国への利益配分を主張してきている。この観点から、WIPO、WTO の場において、実効ある権利保護を求めている。

2.世界知的所有権機関 (WIPO)での交渉

世界的な知的財産権保護の促進を目的とした国連専門機関である WIPO は、各国制度の調和を目指し商標法条約の制定、特許法条約の検討、意匠・商標の国際登録制度の拡充に向けた検討を実施。

また、ネットワーク社会に対応すべく、著作権条約を制定すると共に、新たにドメインネームと商標との関係について検討に着手したところ。

(1)特許法条約の議論 (参考 1, 2)

先願主義、公開制度等の実体的な特許制度の調和に向けた議論が、85年以来着手されるも米国の先発明主義への固執により94年凍結。

現在は特許取得の手續面の調和を目指した条約の検討に着手、2000年5月にも外交会議開催の予定。

(2)商標及び意匠の国際登録制度の拡充 (参考 3)

商標実体審査国も含めて商標の国際登録を容易とするマドリット・プロトコルが95年に発効。加盟国も増加中。我が国も加盟すべく、必要な法案を今国会(第145回通常国会)に提出しているところ。

意匠の国際登録制度については、日、米、英等の意匠実体審査国の加盟促進を図るべく、ヘーグ協定新アクトの検討が進む。99年6月外交会議開催予定。

(3)ネットワーク社会への対応

ネットワーク社会に対応した著作権の国際ルール作りを目指し、96年WIPO著作権条約及びWIPO実演・レコード条約を採択。

また、97年商標とインターネット・ドメインネームとの紛争処理及び国際的紛争に対するWIPOの役割についての議論が開始された。

3.世界貿易機関 (WTO)

- (1) GATT ウルグアイ・ラウンドの7年にわたる交渉の結果、WTO 協定の一つとして知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) が95年1月1日に発効。協定履行義務の到来により、我が国にとって関心の高い物質特許制度の導入、実効性あるエンフォースメントの確保が途上国においても実現することとなる。
- (2) 現在は、TRIPS 理事会において、バイオテクノロジー条項の見直し、地理的表示条項の見直しが進められているところ。
- (3) また、2000年からの WTO 次期自由化交渉に向けての調整作業が開始されたところ。

- (1) TRIPS 協定の主要規定は以下の通り (参考 4、5)。

基本原則

知的財産権の保護のミニマム・スタンダードを規律。

内国民待遇と最恵国待遇の供与。

工業所有権、著作権、地理的表示等の保護基準

知的財産権の行使 (エンフォースメント)

紛争処理 (WTO パネルの活用) (参考 6)

知的財産権関係の WTO 紛争事件はこれまでに15件

経過措置

我が国を含む先進国は96年1月1日から、途上国は2000年1月1日から (但し、物質特許は2005年)、後発途上国は2006年1月1日から TRIPS 協定履行の義務発生。

- (2) 協定に規定の見直しが組み込まれた条項 (ビルト・イン・アジェンダ)

TRIPS 理事会において、特許保護対象から動植物を除外する現行 TRIPS 規定を見直す、いわゆるバイオテクノロジー条項の見直し、地理的表示の追加的保護対象製品の拡張、例外規定の取り扱いなど地理的表示条項の見直し、が進められている。

- (3) 次期自由化交渉

2000年からの次期自由化交渉に向けた議論が、WTO 一般理事会

等で始まる。99年11月末より開催予定の閣僚会議により、次期交渉の開始を決定。

4.日米二国間交渉

94年日米包括経済協議において、米政府は、米国サブマリン特許を是正するため、出願後18月での公開制度の導入、特許期間を出願日から20年とすること、を我が国に対し約束。しかしながら、公開制度の導入については、依然米議会を通過せず、日米合意不履行が長期化。

(1)日米包括経済協議知的財産権作業部会(参考7)

日米包括経済協議の一環として、知的財産権作業部会を設置。94年、米国側が「特許期間を出願日から20年にする」、「早期公開制度の導入」、「再審査制度の改善」等を、日本側が「英語出願の許容」、「付与後異議制度への移行」、「早期審査制度の運用改善」等を図ることについて双方が合意。

(2)日米合意の実施状況

日本側は94年の臨時国会において、WTO/TRIPS 協定上の義務及び日米合意に基づく法律上の義務の履行に必要な法改正を実施。

一方、米国側も94年12月にウルグアイラウンド実施法案の一部として、「特許期間を出願日から20年とすること」を含む特許法の改正を行い、95年6月8日より実施。

残る「早期公開制度の導入」及び「再審査制度の改善」については、95年5月以来数度にわたり法案が提出されたがいずれも審議未了で廃案。なお、1997～98年の第105議会に提出された法案は、上下両院とも、例外規定を含む等、日米合意を完全に履行する内容ではなかった。日本側からは日米合意の完全履行を再三要請しており、99年1月に召集された第106議会にも法案提出が予定されている。

- 2. 制度運営の調和のための国際的な取り組み

1. 三極特許庁協力

世界特許システムに向けた審査結果の相互承認を目指し、グローバル・マーケットでの特許 13万件/年のうち、約 12万件/年と大部分を占めている三極特許庁間で、共同サーチ、ウェブサイト、ネットワークに係る協力を着手。

(1) 三極共同サーチ

三極特許庁の審査結果の相互承認に向けて、三極が共同で行うサーチ(先行技術文献調査)を、99年から全技術分野で、半年間で150~200案件に拡大し本格実施。

(2) 三極ネットワーク

三極特許庁間の専用回線によるネットワークを98年10月に構築した。99年中にこのネットワークを利用して日欧各特許庁に出願した内容、日付を証明する書類(優先権証明書類)の電子的交換を開始(予定)し、手続きの簡素化、共通化を推進。

(3) 三極ウェブサイト

三極特許庁の共通ウェブサイトである三極ウェブサイトを通じ、三極協力の成果物(例えば三極統計報告など)を世界に向けて無料で発信。

(4) 審査官交流及び遺伝子特許の特許要件の共同研究を実施

2. 日韓特許庁協力

99年1月、両国特許庁長官は、98年10月の両国首脳による日韓共同宣言の「日韓パートナーシップのための行動計画」のうち知的財産権分野の進め方について協議。両国特許庁は、WIPO、WTO等の国際舞台での一層の協調関係を構築することで合意。

(1)国際舞台での協調

日韓の両特許庁は、国際舞台での一層の協調関係を構築する。

(2)情報化協力

日本国特許庁は、情報化に関する経験及び日本特許文献の検索用電子データベース等の情報関連データの提供について韓国工業所有権庁に対して協力する。

(3)人材交流

日韓両特許庁は、日韓の特許庁間で審査官交流プログラムを実施する。

(4)模倣品対策

日韓の両特許庁は、個別模倣事件の照会等の情報交換体制を構築するほか、模倣品対策に関する APEC ガイドラインの作成を支援する等の協力を推進する。

【参考】21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画

(98年10月8日の日韓共同宣言 附属書)

知的財産権分野の協力

両国は、経済活動のグローバル化の進展の中で、両国間の経済関係の健全な発展のため、知的財産権をより効果的に保護する目的で情報交換及び人材交流を促進する。両国は、知的財産権の保護強化に向けて、WTO、WIPO等の国際的な枠組みにおいて積極的に協力する。」

3. 審判制度の国際調和

98年11月、世界で初めて特許審判に関する国際シンポジウム「国際特許審判官会議」を東京で開催。

審判制度について世界をリードする日本、米国、欧州、韓国及び中国の審判に係る各界の代表者が、21世紀の審判制度のあり方について議論を開始。

(1) 審判制度に関する国際調和の要請

各国で同程度の水準の特許保護と権利行使が求められる今日においては、審査制度の国際調和だけではなく、審査結果の妥当性の判断と特許の無効の判断を行う審判制度の国際調和が要請されている。

欧州、米国では、欧州特許裁判官会議や国際裁判官会議等を通じて、司法に関して国際調和を図っているところ。

(2) 我が国で開催された国際特許審判官会議(98年)では、各国の審判制度の比較・研究、及び審判制度に対するユーザーの要請等を議論。

(3) 次回以降の同会議では、事例研究、途上国支援の方策の研究等を通じて、主要国の審判制度の国際調和を目指す。

- 3. 実効ある制度運営のための途上国支援と要請

我が国は、実効性ある知的財産権の権利行使を確保し得るよう APEC を通じた活動、人材育成等の途上国協力、アジア各国との二国間定期協議等を実施。

(1) APEC (参考 8)

95年の APEC 首脳会合(大阪)の合意に基づき、2000年までにメンバー国全てが TRIPS 協定を完全履行することに向け、技術協力、人材育成を進める一方、知的財産権意識の向上に向けて、権利取得手続の標準化、実効ある権利行使の確保に関する議論を実施。

(2) 途上国協力

我が国は、アジア・太平洋地域を中心に 人材育成協力として日本からの専門家の派遣、途上国の官民研修生の受け入れ、機械化・情報化協力としてタイ工業所有権近代化プロジェクトの実施等、審査・調査協力として審査報告書、先行技術調査の提供を実施。

(3) 二国間定期協議等

中国

日中特許会合は、94年に東京で第1回を開催し、その後毎年交互に開催。98年は東京で第5回会合が開催された。専門家派遣、研修生の受け入れ等、情報化及び人材育成の分野で協力を推進。

日中商標会合は96年に北京にて第1回を開催。98年には第2回会合を東京で開催し、周知商標保護、模倣品対策等について意見交換。両会合において、我が国より模倣品の取締強化を要請。

韓国

日韓特許庁会合は、83年に東京にて第1回を開催し、その後交互の国で開催。特に93年以降は毎年開催されており、本年の1月には第10回会合が開催され、国際舞台での協力関係の構築、模倣品対策での協力等について合意。模倣品の取締強化を要請。

タイ

97年よりタイ知的財産局との長官会合を毎年開催。98年はタイで開催。我が国より、研修生の受け入れ等の人材育成、制度・運用の整備のための専門家派遣、情報化協力等を実施。模倣品の取締強化も要請。

台湾

日台貿易経済会議を、日本側は(財)交流協会、台湾側は(社)亜東関係協会が主催者となり、毎年東京と台北で交互に開催。98年は台北で第23回会議が開催され、台湾の知的財産権制度の問題等を指摘。また日本側より、模倣品の取締強化を要請。

(4) 模倣品対策 (参考9、10)

深刻化する我が国企業の海外での模倣被害に対し、制度・運用の両面で適切な権利行使が確保されるよう以下の施策を実施。

途上国制度及び模倣被害実態についての情報収集

相談・セミナー開催等の我が国企業への情報提供

二国間定期協議において模倣品の取締強化を要請。